

第 6320 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 11月 14日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 旅費規程

**Q** : 社員の出張の旅費、日当は実費精算しなくても認められるとか。どうなっているのですか？

**A** : 次のようになっています。

### 【解説】

所得税では、次の旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行の目的、目的地、行路もしくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみてその旅行について通常必要と認められるものは、課税しないこととしています。

- ① 勤務する場所を離れて職務を遂行するための旅行
- ② 転任に伴う転居のための旅行
- ③ 就職又は退職に伴う転居のための旅行
- ④ 死亡による退職をした者の遺族の転居のための費用

この場合の通常必要かどうかは、次の事項を勘案して判定されます。

イ. その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか

ロ. その支給額が、その支給をする使用者等と同業者、同規模の他の使用者が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか

つまり、その規程どおりに支給される旅費、日当が一般的なものであれば、個人では非課税、会社では損金算入されるということです。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

